



「相続放棄」って？

法テラス八雲法律事務所 弁護士 鳴本 翼
(函館弁護士会所属)



■みなさんは相続と聞くと、何を想像しますか？多くの方は、「親が亡くなったときに親の預金や不動産などの財産を受け継ぐもの」なんてイメージを持っているのではないのでしょうか。でも、「財産」は必ずしも預金や不動産のようにプラスのものばかりではありません。マイナスの財産、つまり借金なども相続の対象になることに注意が必要です。

■さて、亡くなった方の財産のうち、マイナスの財産の方が多いことが分かった場合、相続人としてはどうすればよいのでしょうか。このような場合に備えて、知っておくと便利な手続きが「相続放棄」と呼ばれる手続きです。家庭裁判所で「相続放棄の申述」という手続きを行うことで、亡くなった親の借金を相続人が背負うのを防ぐことができるようになります。ただし、相続放棄をする場合には、特に次の2点に注意が必要です。

■まず、相続放棄をすると、プラスの財産を受け継ぐ権利をも放棄したことになる点です。亡くなった方の財産が、プラスのものとマイナスのものとのいずれもあつた場合には、相続放棄をするかどうかは慎重に判断する必要があります。

■また、相続放棄ができるのは、原則として、相続人が「相続開始があつたこと」を知った時から「3カ月以内」とされています。身近な人が亡くなると慌しくなるため、なかなか相続のことを考えている余裕もなく、そのままこの期間が過ぎてしまったというケースも非常に多いので、特に注意する必要があります。

■さて、当事務所では、今回ご紹介させていただいた相続に関する相談をはじめ、皆様からの各種法律相談を承っております。一定の資力要件を満たす方は、3回まで無料の法律相談をすることもできます。少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所」(☎050-33383-8366)まで相談予約の電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所」(☎050-33383-5563)でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

詐欺にご注意ください

このハガキは「サギ」です。実際に八雲町や長万部町内に届いています。絶対に電話をしないでください。被害に遭っている方もいます。

※実際に町内に届いている「サギ」ハガキの全文です。

八雲町で発生した被害は「コンビニでの代行決済」でお金を騙し取られました。大事なお知らせなどに振り込みなどはないので、まずは警察に相談しましょう！

不審なハガキや電話がありましたら、信用しないで、まずは警察に相談をしてください。

警察には、事件事故を受ける110番の他に各種相談を受ける

相談電話ダイヤル「#9110」もあります。

「まずは警察に相談を!!」

総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方が利用されていた契約会社ないし、運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)288裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。原告側の主帳は全面受理され、執行官立ち会いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に關しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問い合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただけますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年○月○日
法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-6372-xxxx
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

【問い合わせ・申し込み先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110